

水田等有効活用促進交付金及び産地確立交付金 Q & A

問

(既存転作作物からの転換)

これまで転作に協力するため、無理に麦・大豆・野菜等を作ってきた地域が米粉・飼料用米に転換する場合、新対策の対象とすべきではないですか。

答

これまで生産調整に協力するため、やむを得ず、ほ場条件等が悪いほ場で転作していた地域が米粉・飼料用米に転換した場合、新対策の対象となれるようにしています。

具体的には、既存の産地を壊すものではないこと(収穫物を出荷していない場合、ほ場条件が悪く品質・収量が劣る場合など)について、地域協議会長が県協議会長と協議の上で承認することとなります。

なお、転換部分については新対策で助成されることになるため、前年まで当該部分に交付していた産地確立交付金は調整することになります。

(緊急一時金に対する対応)

緊急一時金で拡大に踏み切った地域も新対策の対象とすべきではないですか。

緊急一時金による取組は、水田の有効活用、自給力強化の取組を先駆的に行った地域であるため、申請に基づき新対策の対象となります。

具体的には、緊急一時金による20年産の作付拡大や低コスト試験の取組を継続することを前提に、地域協議会へ申請していただきます。

なお、緊急一時金と新対策はどちらも生産調整の拡大のための交付金であることから、重複を排除するため、当該面積×1年分1万円/10a(1.7万円/10a)を地域の産地確立交付金から調整することになります。

(捨てづくりの防止)

地域の平均単収と比較して、一定の基準(概ね8割)を満たしていなければ、交付金が交付されないのですか。

ほ場の条件、気候の関係から作柄が悪い場合は交付を受けられないのですか。

新対策では、食料自給力・自給率の向上に向けて、生産性の向上につながる取組を支援することとしており、捨てづくりの防止に取り組むこととしています。

具体的には、地域の平均単収の「概ね8割」に達しない場合には、その理由を確認し、必要な技術的指導を受けていただくものであり、助成対象としないというものではありません。

よって、通常の肥培管理を行っていれば助成金を受け取ることはできますが、通常の肥培管理を行わない等まさに「捨て作り」だと認められる場合は助成対象とならなくなるので、十分にご注意ください。

問

(低コスト生産の取組)

低コスト生産の取組の導入は、農家にとって過大な負担になりませんか。

答

新対策では、生産性の向上につながる取組を支援することとしており、低コスト生産に向けた技術導入に取り組むこととしています。

その内容は、輪作体系の導入や明きよ、弾丸暗きよ等の一般的な技術も多く含んでいる他、地域の実態に合った特認の設定も可能としており、頑張る農家であれば誰しもが対応可能なものとしています。

(米粉・飼料用米の取組)

米粉・飼料用米に取り組む場合は、どのような計画を作成すればいいですか。

米粉・飼料用米に取り組む場合は、JA等(生産者)と製粉業者や飼料会社等とが連携して生産・利用の計画を策定していただくことになります。

5.5万円/10aの支援を受けるためには、これまでの生産調整でも作成いただいた「新規需要米取組計画」を作成し、地方農政事務所長の認定を受けることとなります。

5.5万円/10aの支援のほか、施設整備や税制特例、法律上の措置(農業改良資金の特例、食糧法及び飼安法の手続の特例)を受ける場合は、法律に基づく計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることになります。

(産地確立交付金による調整水田等不作付地への助成)

21年度から調整水田等不作付地に対し、産地確立交付金の助成はもうできないのですか。

産地確立交付金も、食料自給力・自給率の向上に資する観点から、調整水田等不作付地への助成は、原則対象外とします。

しかしながら、地域の円滑な生産調整の推進のために、当面は必要ということであれば、地域への配分額の範囲内で、経過措置的に助成対象とすることも認めることとしています。